

## 西部気候イニシアティブ(WCI)における排出量取引制度の制度設計の概要

平成22年11月29日

環境省市場メカニズム室

西部気候イニシアティブ(WCI)は、2010年7月27日、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の制度設計「Design for the WCI Regional Program<sup>1</sup>」を発表した。同制度を導入するためには、WCI参加各州がそれぞれ実施法令を整備する必要があり、今回発表された制度設計は、制度の共通要素を示したものである。

公表された制度設計の概要は以下の通り。

対象	期間 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年より開始（一部の部門は2015年から対象となる）</li> <li>・遵守期間は3年間（第一遵守期間は2012年1月1日～2014年12月31日）</li> </ul>
	対象ガス <sup>3</sup>	GHG 7ガス（CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、NF <sub>3</sub> 、SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFCs）。参加州の協議により追加可能。
	カバー率 <sup>4</sup>	全部門が対象となる2015年以降、WCI参加地域の温室効果ガス排出量の約90%をカバーする。
	制度対象者の対象部門／対象となる時期 <sup>5</sup>	<p>対象となるのは、下記の1つ以上の活動から、2009年以降に年間25,000t-CO<sub>2</sub>以上を排出する排出源。ただし、バイオマスの燃焼由来の排出は除く。</p> <p><b>産業部門【2012年から対象】</b></p> <p>(A) 固定排出源における燃料燃焼</p> <p>(B) 下記カテゴリーの産業活動からのプロセス/その他の排出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ アジピン酸製造、アルミ製造、アンモニア製造、セメント製造、発電、電子機器製造、合金鋼生産、フッ素化GHG生産、ガラス生産及び炭酸塩の使用、HCFC22生産及びHFC23破壊、水素生産、鉄鋼製造、鉛生産、石灰製造、硝酸製造、石油化学製品生産、石油及び天然ガスシステム、石油精製、リン酸生産、紙パルプ製造、電気機器からのSF<sub>6</sub>排出、ソーダ灰製造、亜鉛生産、鉍石ペレット化、二酸化チタン生産、エタノール生産、炭化ケイ素生産、その他の産業施設</li> </ul> <p><b>エネルギー部門</b></p> <p>(C) 電力の一次供給者【2012年から対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2009年以降に年間25,000t-CO<sub>2</sub>以上の排出に相当する電力をWCI参加州の管轄域内に供給する事業者（発電事業者、小売事業者、流通業者を含む）。</li> </ul>

1

<http://westernclimateinitiative.org/component/remository/general/program-design/Design-for-the-WCI-Regional-Program/>

<sup>2</sup> “Detailed Design,” § 2.22

<sup>3</sup> § 3.1

<sup>4</sup> <http://www.westernclimateinitiative.org/designing-the-program>, (2010年11月25日アクセス)

<sup>5</sup> § 3.2

		<p>(D) 燃料供給事業者【2015年から対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2009年以降に年間 25,000t-CO<sub>2</sub>以上の排出に相当する、液体輸送用燃料、石油コークス、天然ガス、プロパンガス、暖房用燃料、その他化石燃料を WCI 参加州の管轄域内での消費のために輸入又は販売する燃料供給事業者。</li> </ul>
排出枠	地域全体の削減目標 <sup>6</sup>	WCI 参加各州の温室効果ガス (GHG) 排出削減目標に基づき、WCI 全体の GHG 排出を、2020 年までに 2005 年比で 15%削減する。
	排出枠総量の設定 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各州は、各年における排出枠総量を、下記の方法で決定する<sup>8</sup> (各州の排出枠総量の合計が WCI 全体の排出枠総量となる)。</li> <li>➢ 遵守期間 1 年目に当たる年の排出予想量を、人口増、経済成長、規制政策などを考慮して算定し、1 年目の排出枠総量とする。</li> <li>➢ 1 年目の排出枠総量より一定の削減量分を減じて、2 年目、3 年目の排出枠総量を決定する。</li> </ul>
排出枠の設定方法 <sup>9</sup>	<p>排出枠の設定方法は、下記のガイダンスを除く大部分について各州の裁量に委ねられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各州は、他の参加州と、排出枠の設定方法について十分に事前協議を行う。</li> <li>・排出枠をオークションにより設定する場合は、オークションの形式、開催時期及び頻度等について WCI 共通の方法で行う。</li> <li>・各州は、排出枠のリザーブの活用について、下記の 2 つのオプションを有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自主的再生可能エネルギー：制度対象者が再生可能エネルギー証書 (Renewable Energy Certificates, RECs) を購入している場合、対象者は RECs を排出量取引制度上の遵守目的に用いることができない。RECs は再生可能エネルギーの促進に重要な役割を担っており、その GHG 削減効果を排出量取引制度上でも評価するため、各州は、一定の排出枠をリザーブし、対象期間中に購入された RECs に相当する排出枠を取り消すことができる。</li> <li>➢ 州外からの輸入電力：本制度では州外から輸入される電力も対象となるが、州外で発電された電力が、州を通過し他州で消費される場合のモニタリングコスト等を負担することへの懸念がある。各州はこれに対処するため、州外からの輸入電力の一次供給者に遵守義務を課す代わりに、排出枠をリザーブし、州外からの輸入電力に起因する排出量に相当する排出枠を償却することができる。</li> </ul> </li> </ul>	
バンキング <sup>10</sup>	無制限に可能	

<sup>6</sup> Design Summary (p1)

<sup>7</sup> § 5.1

<sup>8</sup> Guidance for Developing WCI Partner Jurisdiction Allowance Budgets (July 2010)  
<http://www.westernclimateinitiative.org/component/remository/func-startdown/273/>

<sup>9</sup> § 6

<sup>10</sup> Design Summary (p13)

ボローイング <sup>11</sup>	不可
遵守オプション	遵守には、本制度の排出枠のほか、早期削減排出枠（ERA）、オフセット・クレジット、他制度の排出枠を用いることができる。
	<p>早期削減排出枠（ERA）<sup>12</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州当局は、2008年1月1日から2011年12月31日までに行われた早期削減プロジェクトに対し、早期削減排出枠（early reduction allowance, ERA）を発行する。</li> <li>・ 早期削減プロジェクトは、現実性、自主性、永続性、追加性、検証可能性、明確な帰属、執行可能性といった要件を満たすものでなければならない。</li> <li>・ ERA の算出に使用するデータは、独立した第三者機関による検証を必要とする。</li> <li>・ ERA の申請は2012年7月1日まで受け付けるものとし、ERA の発行は、2013年第一四半期までに行うものとする。</li> </ul>
	<p>オフセット・クレジット<sup>13</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフセット・クレジットは、現実性、追加性、永続性、検証可能性、執行可能性といった要件を満たす削減又は吸収に対して発行する。</li> <li>・ 対象となるプロジェクトは、2007年以降に開始されたものであって、当該プロジェクトの開始から1年以内（適用可能なオフセット規則の確定前にプロジェクトが開始した場合は、当該規則の確定から1年以内。）に登録申請されたものとする。</li> <li>・ 排出削減プロジェクトのクレジット発生期間は、10年間とする。炭素隔離プロジェクトのクレジット発生期間は、最大25年とし、更新する場合は合計で最大100年間とする。</li> <li>・ 州当局は、オフセット・クレジットの活用について量的制限を課すことができる<sup>14</sup>。</li> <li>・ 対象地域は、アメリカ、カナダ、メキシコ国内（WCI 参加州外も含む。）<sup>15</sup>とする。</li> </ul>
<p>他制度の排出枠<sup>16</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WCI 参加州は、他の参加州と協議し、他制度の排出枠の有効性を確保し、当該排出枠がいかなる制度においても遵守目的で重複利用されないことを確実にするためのメカニズムを構築する。</li> <li>・ 州当局は、他制度の排出枠の活用について量的制限を課すことができる。</li> </ul>	
算定報告	<p>対象事業者は、The Essential Requirements of Mandatory Reporting の規定に従い、排出量の算定、報告、検証及び記録をしなければならない<sup>17</sup>。</p> <p>※ WCI における報告要件は、米国 EPA による義務的な GHG 報告規則と整合さ</p>

<sup>11</sup> § 4.4.5

<sup>12</sup> § 5.2

<sup>13</sup> § 8

<sup>14</sup> § 5.3

<sup>15</sup> Offset System Essential Elements Final Recommendations Paper (July 2010)

<http://www.westernclimateinitiative.org/component/remository/Offsets-Committee-Documents/Offsets-System-Essential-Elements-Final-Recommendations/>

<sup>16</sup> § 5.4

<sup>17</sup> § 4.1

	せ、米国において報告義務を負う事業者の負担を軽減する（一つの報告書の提出で WCI 及び EPA の報告規則を遵守することができる。）。また、WCI は、カナダ環境省による報告プログラムとの重複を避けるため、カナダの事業者に適用される報告要件を設ける <sup>18</sup> 。
償却 <sup>19</sup>	遵守期間終了後の 6 月 30 日までに、検証済み排出量実績と同量の排出枠を償却しなければならない。
罰則規定 <sup>20</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な排出枠を償却しない事業者は、不足する排出枠の 3 倍の排出枠（この場合、本制度の排出枠のみ活用可能。）を償却しなければならない。</li> <li>その他、各州の法令に基づく課徴金の支払い又は罰則等が適用される。</li> </ul>
他制度とのリンク <sup>21</sup>	各州は、他制度とのリンクについて、排出量の制限が義務的であり、排出枠の総量が時間の経過と共に減少し、排出枠の設定手続きの透明性が確保され、電子化・標準化された排出枠追跡システムが整備され、排出量のモニタリング・報告・検証（MRV）について同等の規定を定めているもの等に限り、リンクを検討する。
登録簿 <sup>22</sup>	排出量及び排出枠の追跡システムを整備する。

#### （参考）西部気候イニシアティブ（WCI）の概要

2007 年 2 月に発足。参加州は以下の項目に合意している。

- 気候登録簿(the Climate Registry)に参加すること。
- GHG 排出量を 2020 年までに 2005 年比 15%削減するとの目標を掲げること（ただし、同目標は各州の削減目標を置き換えるものではない。また、例えば 2050 年に GHG を現在のレベルから 50～85%削減するなどの長期削減目標も必要と認識。）。
- 2008 年 8 月までに、削減目標を達成するために必要な、多様な部門を対象とする市場メカニズムを活用した措置を設計すること。

#### 参加州

米国	アリゾナ州、カリフォルニア州、モンタナ州、ニューメキシコ州、オレゴン州、ユタ州、ワシントン州
カナダ	ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州

#### オブサーバー

米国	アラスカ州、アイダホ州、コロラド州、カンザス州、ネバタ州、ワイオミング州
カナダ	サスカチュワン州、ユーコン州
メキシコ	ソノラ州、バハ・カリフォルニア州、チワワ州、ヌエボ・レオン州、タマウリパス州、コアウイラ州

<sup>18</sup> Design Summary (p 7)

<sup>19</sup> § 2.20、§ 4.4.1

<sup>20</sup> § 4.6 及び § 7.2.5.4

<sup>21</sup> § 9

<sup>22</sup> § 7.2